

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第1面 A・B・C・D・E・F

※ 認定番号

技能実習計画 認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

次の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を申請します。

(団 thể監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団體

(注意)

※印刷には、記載しないこと。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第2面 A・B・C・D・E・F

技能実習計画

作成日: 年 月 日

1 申請者	法人	①実習実施者届出受理番号			
		②氏名又は名称			
		③住所	〒 - (電話 - -)		
	④代表者の氏名				
	⑤法人番号				
	⑥法人番号	氏名	役職名	住所	
	①			〒 -	
	②			〒 -	
	③			〒 -	
	④			〒 -	
⑤			〒 -		
⑥			〒 -		
⑦業種	大分類(、) 小分類(、)				
2 技能実習を行わせる事業所	①名称				
	②所在地	〒 - (電話 - -)			
	③技能実習責任者の氏名及び役職名		役職名		

3 技能実習生	④技能実習指導員の氏名及び役職名		役職名	
	⑤生活指導員の氏名及び役職名		役職名	
	①氏名	ローマ字	漢字	
	②国籍(国又は地域)			
4 技能実習の区分	③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (才) 性別(男・女)		
	④帰国(予定)期間	年 月 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
5 技能実習の内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号() 職種名() 作業名()		
	②移行対象職種・作業以外の場合	コード番号() 職種名() 作業名()		
	③入国後講習	第3面「入国後講習実施予定表」のとおり		
	④実習	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 第1号技能実習にあっては第4面「実習実施予定表」、第2号技能実習又は第3号技能実習にあっては第5面「実習実施予定表(1年目)」及び第6面「実習実施予定表(2年目)」のとおり		
6 技能実習の目標	①技能検定(試験名:、級:)			
	②技能実習評価試験(試験名:、級:)			
7 前段階の目標の達成状況	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定(試験名:、級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験(試験名:、級:) <input type="checkbox"/> その他(内容:)		
	②前段階の技能実習計画の認定番号	<input type="checkbox"/> 技能検定(試験名:、級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験(試験名:、級:) <input type="checkbox"/> その他(内容:)		
8 技能実習の期間及び時間数	①期間	年 月 日 間		
	②合計時間	年 月 日 ~ 年 月 日 時間(入国後講習 時間、実習 時間)		
9	①監理団体の許可番号			

団體監理型技能実習	②監理団体の許可の別	<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業	
	③監理団体の名称		
	④監理団体の住所	〒 - (電話 - -)	
	⑤監理団体の代表者の氏名		
	⑥監理責任者の氏名		
	⑦担当事業所の名称		
	⑧担当事業所の所在地	〒 - (電話 - -)	
	⑨計画指導担当者の氏名		
	⑩技能実習生の待遇	①報酬 賃金 月給・日給・時給 円 講習手当 円 その他 円 ②雇用契約期間 期間の定め(有(年 月 日 ~ 年 月 日)・無) ③労働時間及び休憩(休憩: 時 分 ~ 時 分) ④所定労働時間 年間 時間 / 週平均 時間 ⑤休日 ⑥休暇 ⑦宿泊施設 ⑧技能実習生が定期に負担する費用 食費 円、居住費 円、その他 円	
	11備考	※ 過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

別記様式第1号(第4第1項関係) (日本農業規格法(14))

第4号 第4号

実施要項 年 月 日 一 年 月 日

実施要項を行うべき事業者
 ① 事業者名 所在地
 ② 事業者名 所在地
 ③ 事業者名 所在地

実施要項の内容 心筋解糖、炭水化物及びタンパク質の割合 (保蔵率の改善・又は保蔵率)	● 計 測 機 器	月・時間計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
計 測 機 器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(注書)
 年度表は、当該内容の開始月から終了月までの間を月単位で掲げ、年単位に集計を行う時間数も記載すること。
 適用する薬剤、材料等
 適用する機械、器具等
 製造場の氏名
 指導者名

別記様式第1号(第4第1項関係) (日本農業規格法(14))

第4号 第4号

実施要項 年 月 日 一 年 月 日

実施要項を行うべき事業者
 ① 事業者名 所在地
 ② 事業者名 所在地
 ③ 事業者名 所在地

実施要項の内容 心筋解糖、炭水化物及びタンパク質の割合 保蔵率の改善・又は保蔵率)	● 計 測 機 器	月・時間計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
計 測 機 器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(注書)
 年度表は、当該内容の開始月から終了月までの間を月単位で掲げ、年単位に集計を行う時間数も記載すること。
 適用する薬剤、材料等
 適用する機械、器具等
 製造場の氏名
 指導者名

別記様式第1号(第4第1項関係) (日本農業規格法(14))

第4号 第4号

実施要項 年 月 日 一 年 月 日

実施要項を行うべき事業者
 ① 事業者名 所在地
 ② 事業者名 所在地
 ③ 事業者名 所在地

実施要項の内容 心筋解糖、炭水化物及びタンパク質の割合 保蔵率の改善・又は保蔵率)	● 計 測 機 器	月・時間計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
計 測 機 器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(注書)
 年度表は、当該内容の開始月から終了月までの間を月単位で掲げ、年単位に集計を行う時間数も記載すること。
 適用する薬剤、材料等
 適用する機械、器具等
 製造場の氏名
 指導者名

別記様式第1号(第4第1項関係) (日本農業規格法(14))

第4号 第4号

実施要項 年 月 日 一 年 月 日

実施要項を行うべき事業者
 ① 事業者名 所在地
 ② 事業者名 所在地
 ③ 事業者名 所在地

実施要項の内容 心筋解糖、炭水化物及びタンパク質の割合 保蔵率の改善・又は保蔵率)	● 計 測 機 器	月・時間計											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
計 測 機 器		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(注書)
 年度表は、当該内容の開始月から終了月までの間を月単位で掲げ、年単位に集計を行う時間数も記載すること。
 適用する薬剤、材料等
 適用する機械、器具等
 製造場の氏名
 指導者名

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三十六号)(以下「令」)

①(通称)第百二号の出入国及び移民に関する法律の規定であつて政府で定めるもの。

第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第百二号の出入国及び移民に関する法律の規定であつて政府で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号、以下「労働基準法」という。)第百三十九条第一項の規定により適用される場合を指す。

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

六 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

七 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

八 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

九 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

十五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百三十九号(労働基準法第四十号)第百三十九条第一項の規定(昭和二十年法律第八十八号)第百三十九条第一項(労働基準法第八十八号及び第九十号の規定)に準じて適用される場合を指す。

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十九年政令第三十六号)(以下「令」)

(技能実習に関する業務を適正に行うことおきない旨)

第16条の2 法第百二号(法第百二条)第百二条において準用する場合を含む。この項で定めるものは、精神の働きの障害により技能実習に関する業務を適正に行うことができない旨とする。

別記様式第1号(第5条第2項関係) (日本産業規格A列4)

技能実習計画 認定通知書

外国人技能実習機構 理事長 印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第5条第2項の規定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同前項の規定をしようとしたの通知します。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	年 月 日
3 認定年月日	年 月 日
4 技能実習の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 申請者	①(実習実施者届出受理番号)
	②氏名又は名称
6 技能実習生	①住所
	②氏名
7 職種	①職種
	②住所
8 技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 6(前一年企業単体型技能実習) <input type="checkbox"/> 7(前一年団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> 8(前二年企業単体型技能実習) <input type="checkbox"/> 9(前二年団体監理型技能実習)

(注意)

- 1欄の①に定める事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載を行う。
- 2欄の①に定める事項には、申請書に実習生の氏名が記載された場合について記載を行う。
- 3欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

別記様式第3号(第17条関係) (日本産業規格A列4)

技能実習計画 軽微変更届出書

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	年 月 日
3 届出者	①実習実施者届出受理番号
	②氏名又は名称
4 技能実習生	①住所
	②氏名
5 認定計画の軽微な変更の内容	③国籍(国又は地域)
	④生年月日、年齢及び性別

項目	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日

6備考

(注意)

- 1 ①欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4欄の①は、ローマ字で読券(未読券の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名を併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じて認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄に記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構ホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 5 6欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

第3面

(備考(取寄))
第13条 主務大臣は、この節の規定を施行するため必要な政令において、団体型技能実習関係者(監督団体等又は団体型技能実習実施者若しくは団体型技能実習実施者であった者を含む。以下この節において同じ。)若しくは団体型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この節において「役員等」という。)若しくは役員等であった者(以下この節において「役員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提出を命じ、若しくは団体型技能実習関係者若しくは役員等に対し出席を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問をせしめ、若しくは団体型技能実習関係者若しくは役員等との関係型技能実習に関係のある事件に立ち入り、その調査若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
① 第13条第3項の規定は変更の規定による質問又は立入検査については、同条第4項の規定は前項の規定による種類について、それぞれ適用する。

(許可の取消し等)
第14条 主務大臣は、監督団体若しくは若者のいずれかに該当するときは、監督許可を取り消すことができる。
一三(略)
四 この法律の規定若しくは出入部若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づき命令若しくは政令で制定したとき。
五 出入部又は労働に関する法令に関し主務大臣は、若しくは政令で定める行為をしたとき。
三〇-4 (略)

第4面

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 第13条第1項又は第13条第2項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提出をし、又はこれらの規定による罰則に対して罰金をせず、若しくは虚偽の罰金をし、若しくはこれらの規定による罰金を拒み、若しくは怠りし者。
二一三(略)
第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、役員その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第105条、第106条、第107条(第44条に定める罰金に限る。)、第111条及び前条(第112号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(備考)前記の六または七は、日本企業規格とする。

別記様式第7号(第13条第3項関係)

(日本企業規格A4)

① 団体の受理番号

実 習 実 施 者 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 宛

届 出 者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第13条の規定により下記ののとおり実施の届出をします。

記

1 届出者	①氏名又は名称			
	②住所	〒	-	-
2 技能実習計画	①認定番号			
	②認定年月日			
3 技能実習を開始した日		年	月	日
4 備考				

(注意)
1 空欄欄には、記載しないこと。
2 3欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することがないときは、初めに「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3 4欄は、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他記載事項があれば併せて記載すること。

別記様式第8号(第15条第3項関係)

(日本企業規格A4)

実 習 実 施 者 届 出 地 理 書

届

外国人技能実習機構 理事長 宛

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定による実施の届出について、従属しましたので通知します。

記

1 実習実施者届出受理番号			
2 届出受理年月日		年	月 日
3 届出者	①氏名又は名称		
	②住所	〒	-

別記様式第9号(第15条第3項関係)

(日本企業規格A4)

① 団体の届出受理番号

地 理 実 施 者 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 宛

届 出 者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①実習実施者届出受理番号			
	②氏名又は名称			
2 企業型技能実習計画	①認定番号			
	②認定年月日	年	月	日
③技能実習の区分		<input type="checkbox"/> 第1号企業型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業型技能実習		
3 企業型技能実習生	①氏名	ローマ字		
	②住所	漢字		
③国籍(国又は地域)				
④生年月日、年齢及び性別		年	月	日 (年) 性別(男 ・ 女)
4 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		<input type="checkbox"/> 企業型技能実習実施者の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 業務認可の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ())		
		<input type="checkbox"/> 企業型技能実習生の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行方不明(年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 本団の業務の都合 <input type="checkbox"/> その他 ())		

上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)	
⑤企業集約型技能実習生の状況	①入国状況 <input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国後(年 月 入国) (「入国後」にチェックマークを付した場合は⑤及び⑥は記載不要。)
	②在留の確保 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③生活費等の確保 <input type="checkbox"/> 有(内訳手当) <input type="checkbox"/> 有(雇主負担) <input type="checkbox"/> 有(生活費等) <input type="checkbox"/> 無
	④及び⑤の具体的な状況等(支援実施態様、開始開始日等)
⑥企業集約型技能実習生の継続の目的の概要	企業集約型技能実習生の企業集約型技能実習の継続意思 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	転職等の進路調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
7備考	

- (注意)
- ①印欄には、記載をしないこと。
 - ②欄及び③欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出する場合であって、これらの中でその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - ④欄の①は、ローマ字で読称(半角英字の場合、英称申請において異なるもの)と同一の読名を記載するほか、漢字の読名がある場合にはローマ字の読名と併せて、漢字の読名も記載すること。
 - ④欄の②は、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業態様の縮小等を受けて、技能実習生本人が転職等を希望している場合は、「企業集約型技能実習生の届出」ではなく、「企業集約型技能実習生の届出」の「経費上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
 - ④欄の③から⑤までは、技能実習の継続が困難となった後、次の優先先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業集約型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。
 - ④欄の⑥にチェックマークを付した場合は、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を事前に十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
 - ④欄の⑦は、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他任意事項があれば併せて記載すること。

別記省令様式第11号(日本産業規格A列4)

外国人技能実習生(企業集約型実習)

企業集約型技能実習生の届出

実施状況報告書

令和 年 月 日

外国人技能実習機構 庶務課 課長 氏

届出者

届出理由

外国人技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第26条各号に規定する欠格事由(第2面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ(法第10条第11号に係る部分を除く。)又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

1 届出者情報	届出者 法人番号() 名称 ()
2 届出者代表者の氏名	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
	性別
	生年月日()
3 所属	業種()
	職種()
4 職種(就に来たことのない職種)	業種()
	職種()
5 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
6 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
7 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
8 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
9 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
10 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
11 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
12 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
13 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
14 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
15 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
16 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
17 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
18 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
19 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
20 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
21 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
22 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
23 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
24 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
25 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
26 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
27 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
28 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
29 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
30 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
31 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
32 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
33 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
34 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
35 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
36 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
37 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
38 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
39 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
40 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
41 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
42 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
43 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
44 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
45 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
46 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
47 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
48 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
49 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
50 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
51 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
52 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
53 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
54 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
55 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
56 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
57 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
58 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
59 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
60 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
61 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
62 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
63 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
64 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
65 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
66 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
67 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
68 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
69 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
70 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
71 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
72 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
73 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
74 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
75 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
76 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
77 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
78 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
79 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
80 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
81 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
82 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
83 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
84 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
85 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
86 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
87 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
88 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
89 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
90 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
91 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
92 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
93 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
94 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
95 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
96 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
97 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
98 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
99 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)
100 届出者情報(届出者)の氏名、職名、連絡先(届出者)	氏名(フリガナ)
	氏名(漢字)

別記省令様式第11号(第24条及び第41条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第1面

収入印紙 (捺印してはならない。)

監理団体 許可申請書

監理団体 許可有効期間更新申請書

申請者

法務大臣 厚生労働大臣 閣下

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第26条各号に規定する欠格事由(第2面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ(法第10条第11号に係る部分を除く。)又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

- 法第23条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
- 法第31条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1 申請者	①名称	(フリガナ)		
	②住所	(フリガナ)		
③代表者の氏名	(フリガナ)			
	④法人番号			
⑤役員(の氏名、役職名及び住所)	氏名	役職名	住所	
	(フリガナ)			

別記省令様式第12号(第17条第1項関係) (日本産業規格A7(4))

監 理 事 業 計 画 書

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の確保の創出のための雇員管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十九号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に依る同法第三十二条の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 就業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に依る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法(第四十四号)第四項の規定により適用される労働者派遣法第六十六条、第六十九条及び第七十二条の規定、労働者派遣法(第六十九号)第七項の規定により適用される労働者派遣法第二十九条から第三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五号第七項の規定により適用される労働者派遣法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十九号及び第七十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律第六号)第三号(五)

【技能実習に関する業務を適正に行うことができない者】

第十六条之二 法第六号第五号(法第六号第二項において準用する場合を含む。)の三項各号で定めるものは、種別の技能の確保により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び監視措置を適切に行うことができない者とする。

別記省令様式第12号(第17条第1項関係) (日本産業規格A7(4))

監 理 事 業 計 画 書

1許可番号	
2監理団体の名称	
(ふりがな)	
3監理事業を行う事業所の名称	
4計画対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
5監理する法律 監理生技能実習が行われる期間	<input type="checkbox"/> 法四 <input type="checkbox"/> 第一の派遣内条内() <input type="checkbox"/> 種数の派遣内条内()
6監理する法律 監理生技能実習の種別	
7監理する法律 監理生技能実習の実地所	団体施設型実習実習者 人/法人
8監理する法律 監理生技能実習生の数(法別)	第1号団体施設型技能実習生 人 第2号団体施設型技能実習生 人 第3号団体施設型技能実習生 人
9監理する法律 監理生技能実習生の国籍(国又は地域)の数	
10監理事業の実地に 従事する職員の数	合計 人(常勤職員 人、非常勤職員 人)
11実地の監理の実地 頻度	月に1回以上
12事業所の所属種	ア

(注)

- 1 監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 2 同様は、他に監理団体の許可番号を併せて記載すること。
- 3 同様は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が定められる技能実習事業年度の末日を記載すること。
- 4 同様は、単行対象種別・作業である場合は、法律六号及び厚生労働大臣が所定するコード表を参照した上でコード番号、職種及び作業種を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 同様は同様とは、計画対象期間における実地所を記載すること。
- 6 同様は、事業所からの事務所の所属種を記載すること。

別記省令様式第13号(第34条第1項関係) (日本産業規格A7(4))

監 理 事 業 計 画 書 等 変 更 申 出 通 知 書

監 理 事 業 計 画 書

法 務 大 臣 印
厚 生 労 働 大 臣 印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第37条第2項により読み替えて適用する労働者派遣法第16条の12第2項の規定に基づき、取扱職種の範囲率について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1許可番号	
(ふりがな)	
2監理団体の名称	
3変更内容	
4理由	
5変更理由	

なお、この処分が不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることがあります。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分が取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分が取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分が取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分が取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記省令様式第13号(第34条第1項関係) (日本産業規格A7(4))

監 理 事 業 計 画 書 等 変 更 申 出 通 知 書

許可番号
許可年月日 年 月 日

監 理 事 業 計 画 書

法人の名称
住所
法人の種類
事業所の名称
事業所の所在地
許可の別 一般監理事業 特定監理事業
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
取扱職種の範囲率
許可の条件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第34条第1項の許可を受けたい監理団体であることを証明する。

年 月 日
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

事業所所属種

別記様式第15号(第43条第1項関係) (日本産業規格A列4)

監理団体許可証再交付申請書

年 月 日

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項(可決第31条第1項及び第32条第2項において適用する場合を含む。)の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

1 許可番号	
2 許可年月日	年 月 日
3 監理団体	(ふりがな) ①名称 ②住所 〒 - (電話 - -)
4 監理事業を行う事業所	(ふりがな) ①名称 ②所在地 〒 - (電話 - -)
5 再交付申請事由	市内 + 市内
6 再交付申請事由発生経緯	
7 備考	

(注意)

- 1 記載は、再交付申請事由発生を明確に具体的に記載すること。
- 2 記載は、許可証の再交付の申請に際し担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他任意事項があれば併せて記載すること。

別記様式第16号(第43条第1項関係) (日本産業規格A列4)

事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書

年 月 日

申請者

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。

2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 変更の内容	①変更の内容及び予定日	<input type="checkbox"/> 一般監理事業から特定監理事業への変更 (一般監理事業を終える予定日: 年 月 日)
	②変更の理由	<input type="checkbox"/> 特定監理事業から一般監理事業への変更 (一般監理事業を開始する予定日: 年 月 日)
2 監理団体	①名称	(ふりがな)
	②住所	〒 - (電話 - -)
	③代表者の氏名	(ふりがな)
	④法人番号	
	⑤役員(氏名、役職名及び住所)	氏名 役職名 住所

	II			〒 -
	III			〒 -
	IV			〒 -
	V			〒 -
	VI			〒 -
3 監理事業を行う事業所	①名称	(ふりがな)		
	②所在地	〒 - (電話 - -)		
	③氏名	(ふりがな)		
	④住所	〒 - (電話 - -)		
4 外国の送出国	①氏名又は名称(送出国番号又は整理番号を記載すること。)	送出国番号		整理番号
	②住所			
	③代表者の氏名			

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
9 備考	

(注意)

- 1 捺印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄の①は、申請を行うとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
- 3 2欄の②から5欄まで及び8欄は、変更があったものについてのみ記載すること。
- 4 2欄の③について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 2欄の④は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部監査員の氏名を記載すること。
- 6 2欄の⑤は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 2欄の⑥は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照してコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 3欄は、申請者が監理事業を行うとする事業所を全て記載すること。同欄の③は、監理団体許可証の事業所枝番号を記載し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記載すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 9 4欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出国を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①は送出国番号について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に該当する番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 10 5欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 11 9欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他任意事項があれば併せて記載すること。
- 12 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼付し、消印をしないこと。

別記様式第17号 (第47条第1項及び第2項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 変更届出受理番号

変更届出書
変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者/申請者

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第3項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第5号(同法第10条第11号に係る部分を除く。)又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第6項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 許可番号	
2 許可年月日	年 月 日
3 監理団体	①名称 (ふりがな) 〒 - (電話 - -)
	②住所 (電話 - -)
4 監理事業を行う事業所	①名称 (ふりがな) 〒 -
	②所在地 (電話 - -)

項目	変更前		変更後		変更年月日
	①名称 (ふりがな)	②所在地	①名称 (ふりがな)	②所在地	
5 変更の内容	①既に申請又は届出をしている事項の変更				年 月 日
	②監理事業を行う事業所の新設	〒 - (電話 - -)	〒 - (電話 - -)		新設年月日 年 月 日
③監理事業を行う事業所の廃止	①名称 (ふりがな)				廃止年月日 年 月 日
	②所在地	〒 - (電話 - -)	〒 - (電話 - -)		年 月 日
6 備考					

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」の上段2の全文及び記名欄の「/申請者」を抹消すること。
- 変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
- 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出国の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合は、外国人技能実習機構から届出された整理番号を記載すること。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項の規定により読み替えで適用する職業実定法第32条の12第1項の規定による届出は、5欄の①に記載により行うものとする。
- 5欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を6欄に具体的に記載すること。
- 5欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を6欄に具体的に記載すること。
- 6欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第18号 (第48条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 送附時期出受理番号

技能実習実施届出書 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第33条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが関係となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①許可番号 (ふりがな)	
	②名称	〒 - (電話 - -)
2 送附時期出受理番号	①実習実施届出受理番号 (ふりがな)	
	②氏名又は名称	〒 - (電話 - -)
3 団体監理型技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	年 月 日
	③技能実習の区分 <input type="checkbox"/> 第1号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号団体監理型技能実習	
4 団体監理型技能実習計画	①氏名	〒 -
	②国籍(国又は地域)	
	③全年齢、年齢及び性別	年 月 日 () 性別(男・女)
5 団体監理型実習実施者からの通知の有無	<input type="checkbox"/> 有(連絡日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

6 団体監理型技能実習生の届出	<input type="checkbox"/> 監理団体の届出 (理由 <input type="checkbox"/> 監理許可の取消し <input type="checkbox"/> 監理事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 団体監理型実習実施者の届出 (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経路上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ())
7 団体監理型技能実習生の届出	<input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習生の届出 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行き方不明(年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 本国の家族の届出 <input type="checkbox"/> その他 ())
	上記事項の有無(発生時期、経緯、理由等)
8 団体監理型技能実習の継続のための届出	<input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 継続希望の連絡調整等の状況、確認する場合はその理由や手段等
9 備考	